

婦人相談所等職員の研修体制の整備

<国>

(1) 国の行う研修の充実強化<新規>

- ① 婦人相談所職員の専門性の体系化・標準化
「女性相談・支援の手引き(仮)」の策定
- ② 研修実施機関を確保(国立保健医療科学院)
- ③ 婦人相談所等指導的職員研修の実施
対象：婦人相談所等の指導的立場にある職員
期間：2泊3日程度
主な研修内容(案)
 - ・ アセスメントと自立促進計画策定
 - ・ 関係機関連携の強化
 - ・ 心理的ケア・同伴児童ケアの充実

(2) 全国婦人相談所長・主管係長会議の開催(年1回)

- ① 婦人保護事業に必要な行政情報の伝達
 - ② 関係省庁による関連行政情報の伝達
 - ③ 先進的自治体取組例などの情報提供
 - ④ 広域措置等全国的課題の検討 等
- ※全国婦人相談所長・主管係長研究協議会を衣替え

(3) 研修等実施のための補助(既存) (児童虐待・DV対策統合補助金)

- ① DV相談担当職員研修事業
- ② DV被害者保護支援ネットワーク事業

<都道府県>

(1) 国が実施する研修・会議への職員派遣

- ① 指導的立場にある職員の養成
- ② 研修・会議等の内容の伝達・共有

(2) 都道府県内の研修の充実

国が実施する研修を受講した指導的立場にある職員が講師となり、都道府県内の婦人保護事業に従事する職員等への研修を実施

- ① 婦人相談所内研修の充実
- ② 婦人相談員・婦人保護施設職員を対象とした研修の実施
- ③ 関係機関を対象とした研修の実施
 - ・ 福祉事務所・母子自立支援員・家庭相談員・DV相談員等を対象とした専門研修
 - ・ 市町村支援(スーパーバイズや市町村職員研修等への講師派遣等)
 - ・ 関係機関ネットワーク構築(NW会議/研修の実施)